

選挙管理委員会事務局オンライン相談運用規程

(目的)

第1条 この規程は、江戸川区選挙管理委員会事務局（以下、「選挙管理委員会事務局」という。）において実施している各種対面相談について、オンライン会議アプリケーション（以下「アプリケーション」という。）を活用したビデオ通話によるオンライン相談を実施するにあたり、アプリケーション及びインターネット接続用端末（以下「オンライン相談端末」という。）の管理及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の意義は、江戸川区情報管理安全対策要綱、江戸川区情報安全対策基準及びに江戸川区オンライン相談運用要領において定めるとおりとする。

(利用規約)

第3条 オンライン相談を行うに当たっては、利用規約を定め、相談者が相談を開始する前に確認できるようにし、同意を得るものとする。

(アプリケーション)

第4条 運用者は、アプリケーションのアカウント名及びパスワードを管理の上、実施者に提示することとする。

(オンライン相談端末)

第5条 運用者は、オンライン相談端末を管理者の指定する場所に保管し、適正に運用するものとする。
2 オンライン相談端末を紛失又は破損した場合は、運用者は管理者に速やかに報告するとともに、運用管理者に届け出るものとする。

(相談の申請及び実施)

第6条 オンライン相談の申し込みは、原則として、オンライン上で受け付けるものとする。また、通話対応等により相談者がオンライン相談を希望する場合は、事前予約状況と照らし合わせ、対応する。
2 オンライン相談の実施日は、原則として、相談者の事前予約をもって決定する。ただし、管理者の許可を得た場合は、事前予約を受けずに相談を実施することができる。
3 実施者は、予約申請を受けたとき、相談実施日を決定し、必要に応じてアプリケーションの会議室を作成する。
4 実施者は、オンライン相談の日程、アプリケーションの相談室のURL及びパスワードについて、電子メールを用いて相談者に直接通知してはならないものとする。ただし、アプリケーションの機能により、相談者が入力した相談者自身のメールアドレスに自動的に送信することが可能である場合は、この限りではないものとする。
5 実施者は、相談者の希望する日程でオンライン相談を実施することができない場合は速やかに相談者に通知する。

- 6 アプリケーションの相談室で利用するURLとパスワードは、過去に相談した者が入室することのないように、相談実施毎に設定しなおすこととする。

(本人確認)

第7条 本人確認を要する相談及び手続をオンライン相談で実施するに当たって、実施者は、必要に応じ、アプリケーション上で相談者と対面した際に、氏名、生年月日及び住所の照合等によって相談者本人であることを確認するものとする。

(映像記録)

第8条 オンライン相談に当たっては、実施者は、相談に係る通信時の映像・音声を原則として記録しないものとする。ただし、必要と認めるときは、事前に相談者に伝え同意を得た上で、これらを記録することができるものとする。

- 2 記録した映像・音声は、不要となった時点で速やかに削除するものとする。

(障害発生時の対応)

第9条 実施中に、オンライン相談を継続できない何らかの障害が発生した場合は、別の手段をもって、相談者へオンライン相談を終了した理由を説明するものとする。

(遵守事項)

第10条 管理者、運用者及び実施者は江戸川区情報管理安全対策要綱、江戸川区情報管理安全対策基準及び江戸川区オンライン相談運用要領を遵守する。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項は管理者が別に定める。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。